

平成 30 年度第 1 回伊豆諸島 6 火山防災協議会
議事録

1 開催概要

日時：平成 30 年 5 月 8 日（火）11：00～12：00

場所：都庁第一本庁舎 7 階 特別会議室（庁議室）

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり 計 45 名

2 次第

(1) 開 会

(2) 会長及び副会長挨拶

(3) 協議事項

議題 1 八丈島・青ヶ島噴火警戒レベル（案）について

議題 2 八丈島・青ヶ島火山避難計画（素案）について

議題 3 新島・神津島火山ハザードマップ（案）について

議題 4 伊豆大島火山避難計画の一部修正について

議題 5 規約の改正について

議題 6 平成 30 年度事業計画（案）について

(4) 報告事項

議題 7 八丈島・青ヶ島の噴火警戒レベル判定基準について

議題 8 八丈島・青ヶ島の噴火警戒レベルリーフレットについて

(5) 閉 会

3 配布資料

次第、出席者名簿

資料 1 - 1 八丈島の噴火警戒レベル（案）

資料 1 - 2 青ヶ島の噴火警戒レベル（案）

資料 2 八丈島・青ヶ島火山避難計画（素案）について

資料 3 新島・神津島火山ハザードマップ（案）について

資料 4 伊豆大島火山避難計画（改正案）及び新旧対照表

資料 5 - 1 伊豆大島火山防災協議会規約（改正案）及び新旧対照表

資料 5 - 2 新島火山防災協議会規約（改正案）及び新旧対照表

資料 5 - 3 神津島火山防災協議会規約（改正案）及び新旧対照表

資料 5 - 4 三宅島火山防災協議会規約（改正案）及び新旧対照表

資料 5 - 5 八丈島火山防災協議会規約（改正案）及び新旧対照表

資料 5 - 6 青ヶ島火山防災協議会規約（改正案）及び新旧対照表

資料 6 平成 30 年度事業計画（案）

資料 7 - 1 八丈島の噴火警戒レベル判定基準（案）

資料 7 - 2 青ヶ島の噴火警戒レベル判定基準（案）

資料 8 - 1 八丈島の噴火警戒レベル

資料 8 - 2 青ヶ島の噴火警戒レベル

【机上配布資料】

八丈島火山避難計画（素案）

青ヶ島火山避難計画（素案）

新島火山ハザードマップ（案）

神津島火山ハザードマップ（案）

事務局
(有金総合防災部長)

伊豆諸島 6 火山防災協議
会会長
(小池知事)

ただいまより平成 30 年度第 1 回伊豆諸島 6 火山防災協議会合同会議を開催いたします。

協議に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます東京都総務局総合防災部長の有金でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本会議は活動火山対策特別措置法に基づき設置をいたします伊豆諸島の 6 つの火山防災協議会の合同会議という形になります。

初めに、会議の開催に当たりまして、協議会の会長である小池知事から御挨拶を申し上げます。

座ったままで失礼いたします。

皆さん、おはようございます。本日は、各島の町村長の皆様、そして関係者の皆様方にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたく存じます。

知事に就任してから、伊豆・小笠原、11 の有人島がございましたけれども、これまで 10 の島に伺わせていただきました。最近では神津島でお世話になりまして、ありがとうございます。行ってみますと、本当にどの島も個性がありますし、すばらしい景観、そして固有の文化など、島の宝物探しに私も大変力を入れているところでございます。

一方で、島しょと言いますと、台風、津波、火山などさまざまな災害のリスクを抱えているということでございます。この協議会のテーマであります火山につきましては、ひとたび噴火すると大きな災害をもたらすことについては、皆様は身をもってよく御存じのことかと思えます。とりわけ伊豆大島、そして三宅島ですが、たびたび噴火災害に見舞われておられまして、1986 年の伊豆大島の噴火、そして 2000 年の三宅島の噴火で全島民が島外へと避難する事態となりました。また昨年 4 月でございますが、西之島が約 1 年 5 カ月ぶりに噴火をいたしまして、島しょ地域では頻りに活発な火山活動が見られるところでございます。

つい最近では、昨日、今日と言っていいかもしれませんが、ハワイにおきまして、キラウエア火山が大変活発な活動を続けて溶岩が迫ってきているというさまなど、ニュースを見るたびにヒヤッとするところでございます。

さて、東京都におきましては、この協議会での取り組みに加えまして、「地域防災計画」を策定いたしております。そして、火山災害時の対応の方針や観測体制の整備について定めておりますほか、火山の災害を想定した防災訓練などを実施しているところでございます。それから、今年の 3 月でございますが、防災対策におけます 2020 年度までの事業計画である「セーフ シティ東京防災プラン」を

新たに策定いたしております。火山防災対策の取り組みも、その中に盛り込んでおります。

今日は、会議におきまして、八丈島、青ヶ島におけます噴火警戒レベル、それから新島、神津島に関してはハザードマップなどについて御議論をいただく予定といたしております。この火山防災対策、これらを実効性のあるものにしていくためには、ここにいらっしゃる皆様との緊密な連携が不可欠でございます。今日は、そういったことで、地域の実情また専門的な知見を踏まえまして多くの御意見をちょうだいいたしまして、活発な議論が行われることを期待いたしております。

今後とも、都民、そして国民の安全・安心の確保に努めまして万全の火山防災対策について皆様方より一層の御理解、御協力をお願い申し上げ、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局
(有金総合防災部長)

続きまして、各協議会の副会長を務めていただいております各町村長から一言ずつ御挨拶をいただきます。
まず大島町の三辻町長、お願ひをいたします。

伊豆大島火山防災協議会
副会長
(大島町町長 三辻町長)

座って失礼します。

皆様、こんにちは。大島町長の三辻利弘でございます。

伊豆大島火山については、昨年5月に東京都、各関係機関の皆様、有識者の先生方の御尽力により、具体的かつ実践的な避難計画を策定することができました。その後、町では「地域防災計画（火山編）」の修正案を作成し、協議会委員の皆様からの御意見もいただき、ことし3月に修正が完了したところであります。今年度は、住民向けに火山の知識や伊豆大島火山の特徴、避難計画に基づく噴火警戒レベルに応じた警戒避難体制などを示した「防災の手引き（火山編）」を島内の各世帯に配布し、住民の防災意識向上に努めてまいります。また、地域防災計画に記載しました拠点施設について、噴火等があった場合の避難確保計画作成の支援をしてまいりますので、引き続き専門的知見による助言等、御協力をお願いいたします。

三原山の中規模噴火は、近年では36年から38年の間隔で起きています。1986年の噴火より既に31年が経過しており、そろそろではという声もお聞きします。町では、引き続き的確な避難体制の構築、防災意識の向上に努めてまいります。

本日の会議、よろしくお願ひいたします。

事務局
(有金総合防災部長)

続きまして、新島村の青沼村長、お願ひいたします。

新島火山防災協議会
副会長
(新島村 青沼村長)

事務局
(有金総合防災部長)

神津島火山防災協議会
副会長
(神津島村 浜川村長)

皆様、おはようございます。新島村村長の青沼でございます。会議に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

新島村は火山がつながってできた島で、現在の集落があるところは昔に起きた噴火により堆積した火山灰等でできた平地と聞いております。近年、新島村では直接噴火による災害は起きておりませんが、仮に北と南で噴火が起きれば、島内において逃げ場はありません。どれだけ迅速に避難行動に移せるかが大きな意味を持っております。また火山災害は長期化することが予測でき、避難を受け入れ、物資輸送等、現実的な計画と柔軟な対応が必要になります。今後は避難計画に向けたより詳細な協議、検討がなされることと思っておりますので、皆様方と力を合わせ協力体制を構築していきたいと思っております。

最後になりますが、委員並びに関係機関、オブザーバーの皆様、総合防災部事業局の皆様の多大なる御支援、御尽力を深く感謝申し上げます、挨拶とかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、神津島村の浜川村長、お願いいたします。

皆さん、おはようございます。神津島村長の浜川です。日ごろより、東京都における防災行政におかれましては大変お世話になっております。火山防災会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

伊豆諸島のほぼ中央に位置する神津島が最後に噴火した西暦 838 年に天上山が大爆発を起こしております。そのことは「続日本後紀」及び「三宅記」に記され、現在でも山頂の噴火口跡が 13 ほど残っております。1000 年以上、噴火しておりませんが、昭和 40 年 8 月 3 日から約 5 年半の間続きました松代群発地震のとき、余りにももの異状さに急遽、気象庁の地震課長に来島を要請して調査を実施しましたが、「直ちに噴火のおそれはない」とされました。しかし、「火山の性格上、天上山は噴火後、まだ 1180 年しかたっておりません。この程度では活火山の中に入ると警告されていた」ということが記載されております。

このところの九州地方や草津での活発な火山活動状況に加え、4 月 22 日、23 日には神津島、新島沖近海の浅い地域を震源とする地震が発生し、平成 12 年に発生した群発地震と三宅島の噴火を思い起こさせ、緊張が高まりました。常に火山の可能性のある限り適切な対応を考え、行動していかなければなりません。伊豆諸島 6 火山防災協議会の各委員と協力して火山災害に備えていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局
(有金総合防災部長)

八丈島火山防災協議会
副会長
(八丈町 山下町長)

続きまして、八丈町の山下町長、お願いいたします。

おはようございます。八丈町長の山下です。

八丈町では昨年度、約10年ぶりに総合防災訓練を多くの防災関係機関の協力により実施できましたこと、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。日ごろより、島しょ地域の防災対策については御指導を賜り、ありがとうございます。

近年、日本各地で大規模な災害が続いており、自然災害の恐ろしさを改めて深く感じているところでございます。自然災害をとめることはできませんけれども、事前の対策を行うことで被害を最小限にすることはできると思っております。本年度も減災対策で大切な日ごろの備えと心構えを、防災訓練を通じて町民へ周知するとともに、町民の生命・財産を守るという行政運営の基本に立ち返りまして実効性のある対策を行い、災害に強いまちづくりをいたしたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局
(有金総合防災部長)

青ヶ島火山防災協議会
副会長
(青ヶ島村 菊池村長)

続きまして、青ヶ島村の菊池村長、お願いいたします。

きょうはよろしく申し上げます。青ヶ島村長の菊池です。

我々の青ヶ島の火山は1785年に爆発して、その5年後にひどくなって全島民が八丈島に避難したという歴史があります。それから230年ぐらいたちましたけれども、その間は危険な状態は一度もなく、火山のことですから、もちろんいつどうなるかわからないわけですが、青ヶ島自体、一つの火山の中に生活しているようなものですので、火山予知はなかなか厳しいかと思いますが、何かあれば緊急に避難をしなければいけないということで、噴火を始めてからは遅いということで、とにかく予知に力を入れてもらい、また避難についても、今はヘリポートあるいは港湾ということになるかと思いますが、昔の歴史で言えば、八丈島に一番近いところから山道をおりていって、全員無事に八丈に避難したという歴史もございますので、火山専門の委員の先生方には、そこら辺をいろいろと研究してもらい、とにかく早目に避難するということは、我々、人口も少ないところで避難しやすいという利点もありますので、そういうことについては東京都を初め委員の先生方や、きょうお集まりの皆様にはいろいろと協力をいただいて、いざというときに備えていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思っております。

事務局
(有金総合防災部長)

以上です。

皆様、どうもありがとうございました。

なお、三宅村の櫻田村長は、天候が悪くて飛行機が欠航になってしまったということのため急遽、きょうは欠席ということになっております。

知事は次の予定がございますので、ここで退席をさせていただきます。

伊豆諸島6火山防災協議
会会長
(小池知事)

皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

【小池知事退席】

事務局
(有金総合防災部長)

これから会議の開催になりますが、タブレットのネットワークが切れているという表示が出ている方もいらっしゃるかと思いますので、皆様のところへまいりまして操作をさせていただきます。

これから会議を開催します。ここからの協議の進行は川澄副知事にお願ひをいたします。

川澄副知事

それでは、次第に沿って進めてまいります。

議題1「八丈島・青ヶ島噴火警戒レベル(案)」について、本協議会の委員であり、気象庁地震火山部火山課火山防災官でいらっしゃいます丹藤英司委員に御説明をお願いいたします。

丹藤委員

気象庁の丹藤でございます。

早速、噴火警戒レベル、八丈島と青ヶ島の案について説明差し上げます。

御存じのとおり、噴火警戒レベルは火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や住民等の皆さんがとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標でございます。レベルが高くなるほど、その影響が大きい想定となりますので、大雑把に申しますと、レベル2、3では、居住地までは及ばないけれども、火口の周りに影響するという想定でございます。各レベルに応じた立入規制が必要となります。

レベル4以上になりますと、居住地域への影響が差し迫った状況を想定しておりまして、住民の方々の避難準備あるいは避難が必要となるレベルでございます。ちなみに、レベル4、5は、気象庁の警報種別の中でも特別警報、これは数十年に一度の重大な危険が差し迫っているという警報ですけれども、これに位置づけられております。

早速、八丈島の噴火警戒レベルの想定について概要説明

いたします。八丈島における有史以降の噴火は西山で発生しております。現段階では、この西山の噴火を想定しております。東山は3700年前以降、噴火していないということで、こちらは今後の課題としております。今回の想定には入っておりません。

八丈島では、レベル1から3については山頂火口からの噴火を想定しております。レベル1は活動が静穏な状態ということですね。ただし、活火山ですので、火口内で発生するごく小規模な噴火には注意が必要でございます。レベル2に関しては噴石などの影響が火口周辺まで及ぶ程度の噴火の可能性があるという想定でございます。レベル3については噴石等の影響が想定火口から1km程度まで及ぶ可能性があるという想定です。

レベル4以上になりますと、山頂噴火に加えて山腹あるいは海岸に近い浅い海域での噴火も想定しております。山腹や海岸は居住地に近くなりますので、規模が小さくても影響が大きいということでレベル4以上の想定です。これらの噴火によりまして、噴石や溶岩流あるいは火砕サージというものが居住地域に達する可能性がある状態をレベル4、これらの同様の噴火が発生または切迫している状態をレベル5としております。

八丈島の説明は以上で、続きまして、青ヶ島の噴火警戒レベルです。青ヶ島では、レベル1から3については南側のカルデラ内で発生する噴火を想定しております。レベル1は活動が静穏な状態。レベル2はカルデラ内に降灰等の影響が及ぶ程度の噴火の可能性があるという想定でございます。レベル3は降灰等の影響がカルデラ縁の周辺、つまり居住地の近くまで影響が及ぶ可能性があるという想定としております。

レベル4以上は、八丈島と同様に、山頂噴火だけでなく山腹や海岸付近の浅い海域で発生する噴火の想定も加わります。いずれの噴火についても、噴石あるいは溶岩流、火砕サージが居住地域に達する可能性がある状態をレベル4、これらの噴火現象が発生または切迫している状態をレベル5としております。

「八丈島・青ヶ島噴火警戒レベル（案）」については以上でございます。

川澄副知事

ありがとうございました。

ただいまの丹藤委員からの説明について質問あるいは御意見などがございましたら、御発言をお願いいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、「八丈島・青ヶ島噴火警戒レベル（案）」について、各協議会として承認したいと存じますが、御異議ございませんか。

事務局
(西川防災計画担当部長)

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、「八丈島・青ヶ島噴火警戒レベル（案）」については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議題2「八丈島・青ヶ島火山避難計画（素案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

東京都総務局防災計画担当部長の西川でございます。御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座ったまま説明をさせていただきます。

議題2「八丈島・青ヶ島火山避難計画（素案）」について御説明いたします。

ごらんいただいている資料の左上、計画（素案）の目的・構成についてです。本計画は、八丈島及び青ヶ島の火山活動が活発化した場合におきまして、関係機関が協力して住民及び来島者の安全を確保して円滑に避難できるようにすることを目的といたしております。その下の構成ですけれども、計画（素案）は、想定される火山活動、噴火警戒レベルを導入するために必要な防災対策などを記載しており、これが避難計画全体のうちの「本編」と位置づけられます。この「本編」に続きますマニュアル編については、発災時に各機関が具体的に行動できるようにするためのものございまして、本計画（素案）の策定後に検討を開始する予定です。

次に、資料右上の計画（素案）の策定上の考慮事項について説明いたします。火山災害の特殊性といたしまして、噴火の現象が多様であり、予測が困難であることが挙げられ、また島しょ型火山の特殊性といたしまして、居住地域が活火山の山麓に位置しており、火山現象の影響が短時間で到達すること、船舶などを利用した島外避難が必要になることなどがございます。さらに、既に策定済みの伊豆大島や三宅島の避難計画との整合性も考慮しております。

次に、資料の下のほうの八丈島・青ヶ島の概要について御説明いたします。八丈島は東山と西山の2つの火山が接合した火山となっております。東山は約3700年前まで活動しておりました。また西山は約1万数千年前から活動を始めた新しい成層火山でして、直近の噴火は1605年となっております。想定されるケースとしては西山を中心とした「山頂噴火」と「山腹噴火」でして、山腹噴火が発生する場合は割れ目が居住地域に伸びる可能性がございます。

次に、右側の青ヶ島についてです。こちらは大きな海底火山の山頂部となっております。直径1.5から1.7kmのカルデラがございます。直近の噴火は1785年で、そのときは居住者の約4割の方がお亡くなりになり、生存された方は八丈島に避難したといった歴史がございます。想定さ

れるケースはカルデラ内での噴火ですけれども、居住地域の近傍に火口が複数あるため、集落付近の山腹噴火の可能性もございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。八丈島及び青ヶ島の噴火警戒レベルと避難対応の目安を示しております。

まず、八丈島についてです。噴火警戒レベル2では、山頂火口から約1kmの範囲が立入規制となります。レベル3では、居住地域境界より山頂側の範囲の立入規制を行うとともに、避難行動要支援者の避難準備と来島者の島外避難を行います。レベル4では、山頂噴火の場合は居住地域までの必要な範囲、山腹噴火の場合は影響が及ぶおそれがある範囲の立入規制に加えまして、一般住民の避難準備と避難行動要支援者の島内避難または島外避難を行います。レベル5では、一般住民についても島内避難または島外避難を行います。

次に、青ヶ島についてです。噴火警戒レベル2はカルデラ内が立入規制となります。レベル3では、カルデラ周辺から山頂側の範囲の立入規制に加えまして、避難行動要支援者の避難準備、来島者の島外避難を行います。レベル4では、居住地域までの必要な範囲の立入規制に加えまして、一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島外避難を行います。レベル5では、一般住民についても島外避難となります。なお、青ヶ島については、想定火口位置が居住地域に近いため、噴火した場合、全ての居住地域に影響が及ぶと想定されますので、避難をするときは「島外避難」のみを想定しております。

次の3ページ目でございます。左の防災関係機関の活動態勢は、噴火警戒レベルに応じて、各機関の取るべき活動態勢を表としてまとめたものでございます。また右上の噴火警報・予報の伝達は、噴火情報を関係機関等に伝達する際の流れをフロー図にしたものとなります。その下の情報連絡体制は、火山災害が発生した場合に円滑な応急対策を実施するために必要な情報連絡体制をフロー図にしたものでございます。

続きまして、4ページ目でございます。左上の立入規制の実施、周知方法、立入者の把握方法についてです。まず町村長は、気象庁発表の噴火警報や東京管区气象台などからの助言により、支庁長、警察署長と協議の上、火口周辺などへの立入規制を行います。町村長は、立入規制を実施した場合は、直ちに東京都に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区气象台へ通知をいたします。

次に、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、道路などに表示板を設置いたします。また防災行政無線、広報車などで住民及び来島者に周知を図ります。左下の警戒

区域の設定・解除と住民などへの周知方法は立入規制とおおむね同様の流れとなります。

続きまして、資料右上の避難情報の発令と伝達方法をごらんください。町村は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生するおそれがある場合において、住民・来島者の生命・身体を保護するため必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受けて関係機関の長と協議の上、住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」のいずれかを発令します。フロー図にございますとおり、避難情報は町村を起点として関係機関を経由して住民・来島者に伝達されることとなります。その下の避難に係る防災関係機関の準備対応は避難に際して各機関が取るべき対応をまとめたものとなります。

続きまして、5ページ目をごらんいただければと思います。避難対象者の区分ごとの対応をお示ししております。まず一般住民の島内避難についてですが、避難対応フローは資料左上のとおりです。なお、青ヶ島は、避難するときは島外避難のみとなりますので、これは八丈島のみを想定しております。基本的には、町から避難勧告または避難指示が出されましたら、一時集合場所に集合した後、町営バスで指定の避難場所へ移送する2段階避難を行います。なお徒歩避難が困難な場合には自家用車を使用することができるとしてあります。避難誘導については町職員、警察官、消防団員が行います。

続いて、一般住民の島外避難についてです。避難対応フロー図は右上のとおりです。町村は、島外避難が必要と判断した場合、東京都に島外避難を要請いたします。次に避難の方法ですが、島内避難における避難港までの移送方法は、先ほどの島内避難の場合と同様でございます。

島内の避難港から内地の受入港への海上輸送については、東京都が東海汽船などから確保する船舶によって行います。また必要に応じ、海上保安本部や自衛隊に移送を要請いたします。次に受入港から避難先までの陸上移送は、東京都が東京バス協会等への要請により確保したバスなどを用いて行います。なお、島外避難の判断要素としては、島内全域において生命・身体への危険が及ぶこと、ライフラインあるいはライフラインの被害等による島内での避難の維持が困難な状況に至っていること、気象状況等により船舶が接岸することが不可能になる可能性が高いことなどが挙げられます。

左下の避難行動要支援者については、町村、支庁、警察署、消防団などが連携して避難支援を行います。また火山活動の状況などから必要な場合は適切な手段により「島外避難」を行います。

川澄副知事

右下の来島者や生徒の避難については、観光協会、東海汽船、航空会社などを通じて島外避難を呼びかけます。在校中の生徒などについては、学校長は、町村・支庁から避難情報の連絡があった場合、授業を中止し、帰宅の措置をとるか、あるいは避難先までバス等で移送します。

八丈島及び青ヶ島の「火山避難計画（素案）」の説明は以上でございます。

ただいまの事務局からの説明について質問、御意見などがございましたら、お願いをいたします。——よろしゅうございますか。

それでは、「八丈島火山避難計画（素案）」及び「青ヶ島火山避難計画（素案）」につきまして、各協議会として承認したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、「八丈島火山避難計画（素案）」及び「青ヶ島火山避難計画（素案）」については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議題3「新島・神津島火山ハザードマップ（案）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（西川防災計画担当部長）

それでは、「新島・神津島火山ハザードマップ（案）」について、御説明をいたします。資料をごらんいただければと思います。

火山ハザードマップの説明に入る前に、資料の右上ですが、新島と神津島の概要について御説明させていただきます。まず新島については特定の噴火中心を持たない単成火山群のため、今後活動する火口位置を推定することが困難でございます。また直近の噴火の記録は886年となっております。なお、大規模な噴火が発生した場合、利島、神津島に影響が及ぶ可能性がございます。次に神津島についてです。こちらも特定の噴火中心を持たない単成火山群です。また直近の噴火の記録は838年となっております。大規模な噴火が発生した場合には、新島、式根島に影響が及ぶ可能性がございます。

それでは、資料左上ですが、火山ハザードマップについて御説明します。火山ハザードマップとは危険な火山現象の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に明示したものでございます。また平常時には避難計画を、噴火時には防災対応を検討するための基礎資料となります。ただし、マップに示された範囲は特定の条件に基づいた事例であるため、全く同じ現象が起こるとは限らないといった点に注意が必要でございます。

また、火山ハザードマップの作成方法については、噴火実績や火山専門家の方々による検討を踏まえて作成をい

たしております。作成内容につきましては資料左下に記載しております。新島については、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」及び「火砕流」について、想定火口位置を北部、中央部、南部及び浅海域と想定し、噴火様式をマグマ噴火、マグマ水蒸気噴火と想定したハザードマップを作成しております。また「火山灰」について噴火規模を3種類想定しております。

神津島については、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」及び「火砕流」について想定火口位置を中央部、南部及び浅海域と想定し、噴火様式をマグマ噴火、マグマ水蒸気噴火と想定したハザードマップを作成しております。また「火山灰」について噴火規模を3種類に分けて想定をしております。

続いて、資料右下に火山現象の解説を記載しております。「想定火口位置」とは噴火が発生する場合に想定される火口の位置となります。火口位置によって噴火様式が異なる場合がございます。「大きな噴石」とは風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散する直径数十cm以上の岩石などです。「小さな噴石・火山灰」とは風の影響を受けて火口から遠方まで飛散する小さな固形物でして、直径2mm未満のものを火山灰と呼んでおります。「火砕流」とは岩片と火山ガスなどが一体となって高速で山体を流下する現象のことを言います。さらに「火砕サージ」とは火砕流の周囲や噴煙柱の基部から発生する高速の砂嵐のような現象のことを指しております。具体のハザードマップについては、後ほどごらんいただければと思います。

今回、作成いたしましたハザードマップ（案）が協議会で御承認を得られましたら、本資料をもとにして新島及び神津島の噴火警戒レベルの設定と火山避難計画の策定に向けて検討していくこととなります。

新島・神津島火山ハザードマップについての御説明は以上でございます。

川澄副知事

ただいまの事務局からの説明について質問、御意見等がございましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、「新島火山ハザードマップ（案）」及び「神津島火山ハザードマップ（案）」につきまして、各協議会として承認したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、「新島火山ハザードマップ（案）」及び「神津島火山ハザードマップ（案）」については、原案のとおり承認をされました。

続きまして、議題4「伊豆大島火山避難計画の一部修正」について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(西川防災計画担当部長)

議題4「伊豆大島避難計画の一部修正」について、御説明をさせていただきます。

今、画面に映されています新旧対照表をごらんいただければと思います。伊豆大島避難計画については、昨年度の火山防災協議会において御承認をいただいたところでございます。伊豆大島におきましては、居住地域の近くで発生する山腹噴火の可能性は過去の実績を踏まえればかなり低いものと考えられますが、居住地域から遠いところで発生する山腹噴火と近いところで発生する山腹噴火に分けることで、よりきめ細かな避難計画を策定することが可能となるため、今回改正案を御提示するものでございます。

例えば一例として、ごらんになっている新旧対照表の1ページ目の【本編】第3部第1章2、噴火警戒レベルと避難対応の目安(5)噴火警戒レベル5というところをごらんいただければと思います。現行では、単に「登山道規制を行う。」としているところを、改正案ではアとイの2つに場合分けをいたしまして、「山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火」あるいは「居住地域に近い場所で発生する山腹噴火」と2つに分けることで、よりきめ細かな記載というふうにしております。また、その他の箇所についてもケースを分けまして、同様の記載としております。

「伊豆大島避難計画の一部修正」についての御説明は以上でございます。

川澄副知事

ただいまの事務局からの説明について質問、御意見等ございましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、「伊豆大島火山避難計画の一部修正」につきまして、各協議会として承認したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、「伊豆大島火山避難計画の一部修正」については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議題5「規約の改正」について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(西川防災計画担当部長)

議題5「規約の改正」について御説明いたします。資料5-2、画面に出ている資料をごらんいただければと思います。

各協議会規約に共通する改正内容といたしまして、構成員の追加及び職名変更がございます。新たに構成員として御参加いただく方々といたしまして、新島において大規模な噴火が発生した場合に利島村に影響が及ぶ可能性がご

ございますので、「利島村の村長さん」と「消防団長さん」に加わっていただきますとともに、今後避難計画の策定に向けて検討を進めていく新島・神津島の火山活動に詳しい「産業技術総合研究所の伊藤順一先生」に構成員として、新たに協議会に御参加いただくこととなります。
「規約の改正」の説明は以上でございます。

川澄副知事

ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見等ございましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、「規約の改正」につきまして、各協議会として承認したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、「規約の改正」については、原案のとおり承認をされました。

続きまして、議題6「平成30年度事業計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(西川防災計画担当部長)

議題6「平成30年度事業計画(案)」について御説明いたします。

まず、資料の一番上、協議事項でございます。協議会では、噴火警戒レベルの設定、これに伴った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制の整備について協議をしております。協議会の体制については、ごらんになっている資料の中段でございますとおり、協議会の下に幹事会があり、幹事会の下に2つの検討部会がございます。

1つは想定される火山現象の検討などを行う「火山現象検討部会」でございます。火山専門家の方々を中心に気象庁や東京都建設局河川部などの専門的な機関で構成をしております。もう1つは避難計画の策定に向けた詳細検討を行う「避難計画検討部会」で、こちらは町村を初めとする島内関係機関と東京都総合防災部を中心として避難計画の検討に関連する機関で構成をしております。

次に、平成30年度の事業計画でございます。まず八丈島と青ヶ島につきましては、避難計画の策定に向けた検討を避難計画検討部会において進めてまいります。新島と神津島につきましては、噴火警戒レベルの導入に向けて火山現象検討部会において火山学的な検討を進めてまいります。また避難計画検討部会を設置して防災対応の検討を進めていくことといたします。全体の避難計画策定までのスケジュールは、中段の下のほうにある表のとおりでございます。

その他の主な取り組みとしては、伊豆大島につきまして、各施設の避難確保計画の作成支援や「防災の手引き(火山編)」の作成・配布、三宅島につきましては、策定した

避難計画の地域防災計画等への反映や住民の方々への普及啓発を進めていくこととなります。

「平成 30 年度事業計画（案）」の説明は以上でございます。

川澄副知事

ただいまの事務局からの説明について質問、御意見等ございましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、「平成 30 年度事業計画（案）」につきまして、各協議会として承認したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、「平成 30 年度事業計画（案）」については、原案のとおり承認をされました。

以上で協議事項が終了になりますので、ここで先ほどの規約の改正に伴い新たに委員になられました産業技術総合研究所の伊藤順一先生に一言いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

伊藤委員

先ほど御紹介にあずかりました産業技術総合研究所の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日から新たに伊豆 6 諸島火山防災協議会の委員を務めさせていただくことになっています。よろしく願いします。

新島、神津島については、先ほど承認されましたハザードマップをもとに、これから避難計画の検討を進めていくことになるかと伺っております。町長さんもいらっしゃいますので、御存じのとおり、新島、神津島については数千名の方が居住をされております。それから、たくさんの観光客の方もいらっしゃる観光地となっております。

最近の噴火から、もう 1000 年以上たっておりますけれども、火山学的な見地からしますと、1000 年は決して長い時間ではございません。それから、1000 年前の噴火と同じような大規模で爆発的な噴火が生じますと、近隣の島々にも影響が及ぶ可能性がございます。そういう意味で、先ほど承認されましたハザードマップをもとに避難計画を準備しておくことは非常に重要なことと認識しております。

ですので、これから開始されます防災協議会、それから幹事会での協議を通じまして、充実した避難計画の策定に向けて尽力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

川澄副知事

伊藤先生、どうもありがとうございました。

御指摘を踏まえて、今後、検討を重ねてまいりたいと存

丹藤委員

じます。

続きまして、気象庁による報告事項に移りたいと思います。御報告をいただくのは気象庁地震火山部火山課火山防災官でいらっしゃいます丹藤英司委員でございます。

報告内容は議題7「八丈島・青ヶ島の噴火警戒レベル判定基準について」及び議題8「八丈島・青ヶ島の噴火警戒レベルリーフレットについて」でございます。

それでは、お願いいたします。

気象庁から報告いたします。

まず、議題7の判定基準です。「八丈島の噴火警戒レベル判定基準（案）」という資料が示されております。議題1で御説明差し上げました噴火警戒レベルについて、気象庁が実際に火山活動のいずれのレベルに該当するかというのを判定するための基準を示しているものでございます。細かい説明は省きますけれども、気象庁では、これら基準をもとにレベルを判定し、噴火警報を発表するという運用を行います。

八丈島、青ヶ島については、今のところ、火山活動が活発化した際の地震等の近代的なデータはございませんので、定量的な基準はございません。今後新たな知見が得られれば随時見直していきますが、現時点では全て定性的な基準となっております。今、青ヶ島の噴火警戒レベルの案を示されておりますけれども、ごらんとおり、山頂浅部で地震が多発するなどといった定性的な判定基準となっているものでございます。

判定基準の説明は以上でございます。

続きまして、議題8「リーフレット」の説明をいたします。気象庁では、一般の方にもわかりやすくお伝えするために、噴火警戒レベルを運用している火山ごとに、このようなリーフレットを作成して公表しております。八丈島及び青ヶ島のリーフレットは5月30日より印刷、配布並びにホームページ公開予定となっております。

表面には両方の島の地図を示しまして、想定火口的位置、各レベルにおいて警戒すべき範囲を示しております。ここに示す警戒範囲は想定される規模よりも広めに取って、このようになっているというものでございます。裏面には、先ほど説明差し上げました各レベル想定を表を掲載しているというものでございます。

議題8のリーフレットの説明については以上でございます。

川澄副知事

ありがとうございました。

以上で、本日、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

会議全体を通しまして質問、御意見等ございましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

(有金総合防災部長)

皆様、どうもありがとうございました。

これをもちまして、「平成30年度第1回伊豆諸島6火山防災協議会合同会議」を終了いたします。本日の中身は後ほどデータという形で皆様方のところに御送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、タブレット端末は机の上に置いたままお帰りいただければと思います。

本日は、どうもありがとうございました。